



2020年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード：2721 東証ジャスダック)
問 合 せ 先 取締役 中山 宏一
(TEL 03-6430-3461)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2019年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をしておりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、外部からの指摘を契機として、当社の連結子会社である株式会社シナジー・コンサルティング（以下、「シナジー社」といいます。）が行った不動産取引の一部に係る売上の計上について不適切な会計処理が実施された疑義があることを認識いたしました。

この事実を受け、当社は2020年1月17日付で当社とは利害関係を有しない独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士で構成される第三者委員会を設置し、事実関係の究明と再発防止策の提言を目的とした調査を依頼いたしました。

その後、2020年4月28日付の第三者委員会調査報告書において、シナジー社が2017年5月から2018年9月の期間で行った不動産取引の一部について売上の架空計上等による不適切な会計処理の事実が判明したとする調査報告を受領するに至り、当社は2017年12月期第2四半期以降の売上高、及び段階損益の修正等の必要な訂正を行うことといたしました。

これらの決算訂正により、当社は2020年6月16日付で、第26期第2四半期報告書、第3四半期報告書、有価証券報告書、第27期第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、有価証券報告書、第28期第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本事象は、当社の連結子会社における売上の計上に関する業務プロセスの不備による

ものと判断いたしました。また、連結子会社において、法令順守の意識が欠如していたこと、連結子会社代表者による不適切な取引行為に対するモニタリング体制が不十分であったこと、さらに当社において連結子会社に対する管理・監督が不十分であったことが原因であり、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの不備によるものと認識し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末に訂正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、実効性のある再発防止策を策定の上、内部統制の改善を図ってまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上